

| | |
|------------------|---|
| Title | マルシリウス思想における団体と代表 |
| Sub Title | |
| Author | 鷺見, 誠一 (Sumi, Seiichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学部 |
| Publication year | 1983 |
| Jtitle | 慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.147- 167 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Book |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0147 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マルシリウス思想における団体と代表

鷲見 誠 一

- 一 はじめに
- 二 十三・十四世紀の法学者による団体論
- 三 マルシリウスの団体論

一 はじめに

中世以来のヨーロッパの歴史において団体が果たした意義は大きい。殊に現代にいたるまで法的分野において、団体は十二分に機能している。中世の階層的秩序の様々のレヴェルの中で、団体は確固とした位置を与えられ、人々をその中に包容して生命を与えた。その社会的存在の意義と領域が大きいだけに、それを対象として教会法学(Canon Law)と世俗の法学・ローマ法学(Civil Law)の両方において研究が進められたのである。¹⁾

これにひきかえ、マルシリウスは自分の思想を展開するにあたって、当時の団体理論を借用したことはあっても、独創的な理論展開をしたわけではない。しかし彼の思想において政治的・最高權威の所在(いわゆる人民主權思想)を明らかにするために、団体とその代表の理念が独創的な形で用いられたことも事実である。そのような意味で、

本稿はマルシリウスの人民主権思想の研究の予備段階として、彼の団体論を扱うのである。

(一) これに関する最近の研究としては、Tierney, Brian, *Religion, Law and the Growth of Constitutional Thought 1150-1650* (Cambridge Univ. Press, 1982).

二 十三・十四世紀の法学者による団体論

本章ではマルシリウスの生きた時代の法学者たちがどのような団体観をいだいていたかを明らかにしておこう。

十三・四世紀のイタリアのローマ法学者と教会法学者は団体理論を整序・体系化することによって政治思想に多大な貢献をなした。法学者たちによって用いられた、団体を示す言葉は、*corpus, communitas, respublica, populus, civitas, collegium, societas*, であり、そして最も広く用いられたのは、*universitas* であった。このような多種多様な団体の中、法学者が思考した政治的団体の最も重要な形態のひとつが、イタリアの北部と中部に栄えた、独立の都市国家である。

市民によって構成された、主権的で自治的な都市共同体あるいはポプルス (*populus*) に関する理論を、中世法学者たちの中で最初に発表したのは、法学者として最も偉大であり影響力のあったバルトルス (一二三二—一三三五年) であり、更にそれを展開・発展させたのは、彼の弟子であり教会法学者、ローマ法学者として有名なバルドゥス (一二三二—一四〇〇年) であった。⁽¹⁾

ところで、バルドゥスその他の法学者たちが市民集団、市民の共同体を示す際に用いる言葉にはいささかの曖昧さが残されている。(一)最も広く用いられた主要な言葉は、*populus* である。これは、市民による統治を表現するに最もふさわしい用語である。(二)他の言葉としては、*civitas, commune, communitas, corpus civitatis, corpus civitum*

があるが、これらは幾分無とん着に *populus* と同じ意味に用いられている。そして市民団体に對して、*universitas* が適用される時、意味は明快になったのである。(三) *populus* は更に幾つかの意味を有している。市民による法団体。一定地域に居住する居留外人をも含んだ全ての住民。住民共同体内の貴族層 (*nobles*) とは区別された人々の部分。この最後の場合に関しバルドゥスは、*populus* が支配権力を保持した時、*populus* のみがひとつの全体としての都市共同体と一致・対応することを明らかにしている。この際の *populus* は、市民の統一された団体を構成するのである。⁽²⁾

さて、団体、法団体 (*universitas*) とは一体どのようなものとして中世の法学者によって理解されていたのであろうか。それは、統一体でありひとつの全体であった。そしてこの統一的全体は、個々の生身の人間の一人一人によって構成されている。その結果、団体は二つの側面を有することとなる。すなわち、それは統一体であると共に複数の人間たちでもある。換言すれば、団体はその複数の構成員とは区別されたひとつの法的全体であると共にそれを構成する人々としてもみられるのである。しかしながら、法的全体としての団体が個々の複数の人間によって構成されつつも、バラバラな存在ではなくして統一体であるためには、法的全体としての団体がひとつの抽象的概念であることを証明しなければならぬ。

バルドゥスは、抽象的全体としての *populus* とその物的・有形の構成員の関係を説明する際に、*populus* はそれを構成する個々の人間と同等視されてはならず、むしろひとつの統一体へまとまろうとする人々の集合体であると定義する。そして彼は、統一体としての *populus* が抽象的概念であることを示すために、「神秘的身体」 (*corpus mysticum*) という教会法概念、聖書の観念を用いるのである。(ここには中世における教会法とローマ法、世俗法の間における相互の融合がみられるが、この興味ある問題はここでは触れない。) 彼は、「神秘的身体」という特殊な用語を用いて、

団体としての抽象的側面における *populus* を、それを構成している人々の集団から区別したのである。勿論、*populus* は現実の、自然の人間から構成されていることは言うまでもない。したがって、抽象的全体と事実としての構成員・人間は、ひとつの事柄すなわち *populus* の二つの側面なのである。⁽³⁾

右の考え方を別の問題で明らかにしよう。すなわち、*populus* は行動し、意志することができるのか、できるならばどのような問題である。この問題の背景には、*populus* が単なる抽象であるならばそれが真に意志し、行為する可能性はないという前提が存在する。バルドゥスは、人民による統治を考察するに際し、人民は実効ある同意を与えることができ、法律を制定することができ、それ自身を支配することができるという。そして彼は、概念化されたものとしての *populus* そのものが右の立法・統治機能を遂行し得るとは決して言わない。構成する人々がひとつの統一体としてまとまり（その形としては全体集会あるいは選挙された代表の会議または行政長官たちが挙げられる）意志し・行為することができるのである。この意味において、*populus* というひとつの全体が意志し行為するのである。つまり、構成員は団体の自然的表現なのであり、構成員は個々バラバラの人間の意志ではなくひとつの全体としての団体の意志を表明するのであり、このような構成員を通して団体は行為するのである。⁽⁴⁾

次に *populus* は具体的にどのような人々によって構成されるのであろうか。バルドゥスはそれが「市民」によって構成される、とする。そしてこの「市民」は、アリストテレス的な意味での「自然的に（生まれながらに）政治的な人間」なのである。バルドゥスにおいて初めて、中世法学の中にアリストテレス的な人間観に基づき *populus* の概念が導入された。人間個々人は、団体の構成員になることによって変わる。この種の統一体、全体に包摂されることによって、人間は特殊な特徴を有することとなる。人間が団体の構成員である限り、彼は孤立した人間 (*homo separatus*) であることを止める。右の点が都市に存在する *populus* に関連する場合、特殊な特徴とは政治的なもの

である。つまり、このような *populus* に包摂された人間は「市民」となる。「市民」が政治的・法的な特殊な概念であることは論をまたない。そして市民は団体の構成員である以上、孤立した人間ではない。バルドゥスの成したことは、団体である *populus* の構成員としての人間の観念と市民という人間の観念を結合させたことにある。換言すれば、自由にして自律的な *populus* の法的能力は、市民の法的能力と相似している。完全にして積極的な市民権の概念は、団体としての自律的な *populus* の観念の中を含み込まれている。その市民権概念は、このような *populus* の自治的構造によって、それ自身のために意志し行為する完全な能力によって示されている。これは即ち、市民からなる組織体が政治的にも法的にも完全に独立していることを意味するのである。

右のごとき *populus* の構成員としての市民概念の展開において、理論が自然性に依拠されたことが重要といえよう。人間が「自然的に政治的動物」であるとするとするアリストテレス的な人間観は、支配の正当性を神聖政治的原理によって証明することを拒否する。その人間観は、自からの同意によって自分自身を支配する市民の観念を發展させたのである。バルドゥスにおいては、人民による支配の理論の全体構造に哲学的基礎を提供したのは、この「自然的に政治的動物」である人間の概念であった。市民は自律的な権利を有しているのである。更に、理論の自然性への依拠は、市民の主権の共同体が自からの権利と能力を遂行するに際し、いかなる法的擬制にも頼る必要がないことを意味する。市民の共同体は自律的・自主的に意志し行為することができるのである。あるいはまた、都市共同体はその存在と統治権力をより上位の存在の法的行為（例えばローマ教会の認可、皇帝からの特許状）によって得るのではなく、万民法 (*ius gentium*) から得ているのである。^(c)

さて団体としての *populus* に関する右のごとき側面以外に、言及に値する二点がある。先ず、*populus* は不死にして永久不変なものである。それは抽象的な団体的全体である限りにおいて、個々の構成員から自からを厳密に区

別する。その上に、それは普遍的である故に時空を超えて不変であり、永続的なものである。かくして、*populus* は普遍的な人格 (*persona universalis*) であると共に、永続的な人格 (*persona perpetua*) なのである。次に、*populus* は一定の領域を必要とする。それは、これまで述べられたごとくひとつの抽象的な全体であるのみならず、ある一面においてその構成員と同一視されるのである。そしてこの構成員たちは住むために一定の領域を有する必要がある。この意味において、*populus* は領域的全体でもある。この領域的側面が、*populus* を構成する一要素を成しているのである。⁽⁶⁾ 換言すれば、一定の人々が一定の領域の中に住むということが、人々をひとつの団体に構成する要素の一つなのである。人々は、一定の地域に住むことを通して、ひとつの統一体となるわけである。そしてこれが即ち団体でもある。

次に、バルトルスとバルドゥスが右のごとき自治的団体・主権的都市共同体の統治構造をどのように考えていたかを見てみよう。換言すれば、それは構成員の行為と意志がどのような媒介手段を通じて実行されるかという問題である。全体としてこの二人の法学者は当時のイタリア自治都市の実態を説明し正当化する理論を展開した。それを一口で言うならば、都市共同体は上位権威から任命された統治者に支配されるのではなくて自から創成した支配権を有し、それを以下の手段で執行する。先ず、都市市民の全体集会あるいは都市市民を代表する評議会によって、そしてまた都市によって選ばれ、都市市民に対して責任を有する行政官たちによって、その権力は行使されるのである。

バルトルスは、人民による統治に模範を提供したといえよう。都市市民の全体集会は、評議会を選挙しそして行政官を選出する。この評議会が都市を実際に支配する組織として行動するのである。これは更に、都市市民の代表機関でもある。——*concilium representat mentem populi* (評議会は人民の心を代表する)⁽⁷⁾——

バルドゥスはその師・バルトルスとは異なり、都市共同体の政治構造に模範を提供するのでもなく、包括的な理論も展開しなかった。彼は当時のイタリアにおける政治形態の多様さに敏感に注目し、現実の有様とへだたるくわしい模範を供することを好まなかったようである。彼が一定の基本的原理を主張することそして政治的基本にかかわる調整は各都市に委かせることで満足したというのが、妥当なようである。彼は、全体集会および代表権を有する評議会に関しては見るべき独創性はなく、師の考えに従った。立法手続きを述べるに際し、彼は都市共同体をひとつの全体、評議会を団体として扱った。個々の構成員が集合すると、そこに団体が成立しそしてそれが意志し行動するのに必要な団体的形態をとるのである。更に、全体集会と評議会における投票は多数決による。これは、バルドゥスその他の法学者たちにとって、ある団体の意志を表明する普通の方法とみなされた。というのは、この方法によってひとつの全体としての団体の統一的意志が個々人で異なる多様な見解や欲求から導き出されるからである。

彼は、行政官と人民の関係を考察する点で貢献した。行政官は、人民が有する裁判権能に行政的、司法的表現を与えるものである。そして究極的にして最高の権力は人民に存在するのであり、行政官はその意志を実際に執行する存在なのである。人民は行政官の有する権力の究極的源泉であり、それが意図する程度に応じて一定の質と拡がりの権力およびその保有期間を行政官に授与するのである。バルドゥスの提示した行政官は、人民のために・人民に代わって行動するために、自己の権威を人民から受取った、代表なのである。この命題が、人民主権の理念と理論にとって基本的なものであることは論をまたない。

右において、都市共同体による主権的・自治的政治形態に関する法理論の大筋が明らかにされたといえよう。この理論展開は十四世紀に活躍した当代一流の二人の法学者によってなされたものであるが、これは当時のイタリア

の自治都市の中で一般的風潮であった法的・政治的慣習と形態を法学者が正当化し理論化したものと解される。この二人の法学者よりも世代の早いマルシリウスが彼らの法理論を学んだとは考えられないが、本章でそれを述べたのは、慣習と実態が昇華され理論化されたものを示すことにより問題を浮彫りにしたいがためである。しかし、マルシリウスが自己の法思想を展開するにあたってアゾの著作に学んだことが明らかにされており、そして彼がこれ以外の法学者の著作に接しなかったと考えるのは不自然であろう。換言すれば、彼が法学者の多くの著作の中にある *populus* の概念規定やその意志論に関する討究に全く無関心であり無知であったと推定するのは、根拠薄弱である。むしろ筆者の見解では、マルシリウスは、後になって法学者が観察し理論化した自治都市の法的慣習と制度の中で生きてそれに熟知しており、自己の思想を展開するに際してそれを必要と考えた時には十分に採り入れることができたのである。自己の理論の中に採り入れる前に、理論的整合性をはかるために法学者の知識を学んだと考える方が自然であろう。たとえ著書の中に法学者の名前と著作を明示・引照していなくても、である。(ただし、マルシリウスの主張した政治思想が「人民主義的」なものであるというものの、自治都市としての政治形態を主張しているのではない。この問題は別稿で触れたいと思う。)

(1) このテーマに関しては主として以下のものを参考とした。

Canning, J. P., "The Corporation in the Political Thought of the Italian Jurists of the Thirteenth and Fourteenth Centuries" *History of Political Thought*, vol. 1, 1980.

(2) *ibidem*, p. 11.

(3) *ibidem*, p. 13.

(4) *ibidem*, p. 14.

(5) *ibidem*, p. 22.

(6) *ibidem*, p. 23.

(7) *ibidem.*, p. 27.

(8) Lewis, E. "The "Positivism" of Marsiglio of Padua," *Speculum* XXXViii (1963).

三 マルシリウスの団体論

中世の既存の秩序形態に対する批判者たちにおいては十四世紀初期までには、以下のことを承認することが共通の常識になってきていた。すなわち、共同の利害関心事は共同体構成員の全体討議に附され、同意されるべきこと、そして共同体内の首長の自由裁量に完全に委ねらるべきではないこと、である。この際、共同体は一つの統一体、全体として考えられていることは言うまでもない。このような団体で中世に実際に機能していたのは、前章のごとき自治都市を含んだ各種の地方公共団体の他に大学と教会がある。殊に教会に関しては、ローマ法固有の団体理念を中世紀に研究し・西ヨーロッパ文化に教会制度として内在化させたのは教会法学者であった。一つの法人格としての *populus, universitas* の理念―その団体的人格の意志の表明とみられる法律によってその団体が統治されるべきこと、「多数決」原理による法律の制定、この原理においては「多数」(*major pars*) の見解表明は全員一致に等しいとみなされること、反対者は「自然的に」(アリストテレス的な意味である) 反社会的人間であるとして無視されること―これら全てはローマ法的な団体法の特徴であり、教会の共同体に適用されるべく教会法学者によって採り入れられたものである。その採用において対称的なのがマルシリウスである。

彼は、世俗の諸々の共同体を支配している諸原理が教会の共同体にも適用されるべきことを主張した。そして国家を一つの集合体 (*congregatio*) とみる彼自身の見解は、彼がそれを伝統的観念から引出していることを示しているのである。伝統的観念は、社会を信仰者共同体とみたのである。

教会を神秘的身体 (corpus mysticum) とみるパウロ的な観念は、信徒を聖徒の交わりあるいは理想的存在とみるアウグスチヌスの観念と結合して、神の人々 (populus Dei) という理念の創成を促ながした。この人々は、キリストの身体 (corpus Christi) を形成している正しき人々の天的複合体であり、キリストの代理としての教皇と司教たちによって代表されるものであり、そしてまた地上におけるキリスト教社会内の現実の人々とは全く異なる存在である。教会内の諸団体の権力が団体構成員それ自身の中に存在すると主張する法理論が十二世紀・十三世紀を通じて成長してきたことは確かであるが (それが十五世紀に公会議理論となって教皇至上主義を否定したのではあるが)、⁽¹⁾ 共同体の意志はひとつの全体としての共同体によるよりも高位聖職者という正しき部分 (senior pars) によって最も良く表明されるとする主張を当然のものとみなす強力な傾向が未だに存在したのである。この発想形式がマルシリウスにも強く残っていることは後述される。

更にまた、彼はパドヴァ大学で学んだ後にパリ大学で研究を重ね、一時期その大学総長 (rector) になった経緯からして、団体 (universitas) の制度と運営には熟知していたと思われる。パリ大学は、教員たちの団体であり、そこではより学識を積んだ賢い (とみなされる) 少数の者たちがそうではない多数の者たちの問題を処理・支配していたのである。

さて、マルシリウスが権威の所在に言及して人的立法者 (legislator humanus) なる言葉を用い、それを「人民あるいは全市民の団体」(原文ラテン語では *populus seu civium universitas*, ゲヴァースの英訳では *the people or the whole body of citizens*) と定義したが、これを近代の解釈者は多数が集合した人間集団と解し、彼を直接民主政のイデオログと極端に位置づけることもした。しかし注意しなければならぬのは、彼が言葉をどの様な意味で用いたかであろう。政治権威の所在を明らかにしようとする場合、彼は、一人一人の市民を示す言葉 (*civis, cives*) は避けて、市

民たちの *corpus, universitas* についてのみ言及する⁽²⁾。これは、彼が「市民」を団体的性格と能力の観点からみていることを示唆するのである。個々の人間の単なる集合がひとつの社会的統一体へ変容する契機は、より善く生きるために相集まろうとする意志が人々の中に自然的に備わっていることにある。国はその法律が正しく制定されていなければ存在し得ず⁽³⁾、国・都市共同体（ポリス）はその構成員の理性の命令に従がって形成された組織そのものである⁽⁴⁾。国と単なる人間集団とを区別するのは、この「理性」なのである。ただし、マルシリウスの場合、社会的統一体を創成する基本的原理は理性ではなく意志であることは前述の通りである。「理性に方向づけられた正しさ」を「意志する」人々は、「市民」であることを欲する。（この市民は、単なる都市居住者でないことは言うまでもなからう。以下同様）この「市民であること」が、国を構成する人々と単なる個々の人間とを区別する基準なのである。このような正しさ・善を意志して集合しひとつにまとまった人々を、最早、物理的数量の意味で理解することは不可能である。彼らはひとつの意志を有しており、彼ら自身より善き生活へと誘導さるべく定められた意志を有している。そのために彼らは、法律を制定して自らに課す。彼らの集団を団体といわずして何であろうか。

前にマルシリウス政治思想の中にはアウグスチヌスの・伝統的キリスト教思想の影響が見られることに触れた。アウグスチヌスによると、国家 (*respublica*) の秩序・調和・平和は、神の統一された意志に対する、国家の全面的な服従から生ずるものとされた。この影響の下に、マルシリウスは良き政治を平和 (*Pax*) の維持・擁護に努めることと考え、適正に構成された（平和と調和のある）社会とは一人の人として行動し思考するような集合体 (*congregatio*) とみなした。（擬制的法人格—*persona ficta*—の問題は別稿に譲りたい）以上の帰結として、団体 (*universitas*) である人の立法者は、一致・協調 (*concordia*) のない所では効果的に機能することはできない。この一致協調とは、善き心

根の人々が互いに心をいっにするることよつてのみ達成可能な、正義への真摯な追求のことである。これは、共同体の現実の構成員が欲する事柄と異なることは言うまでもない。しかも立法者が法律を制定する際に必要なことは、単なる一致・合意ではなく、全体の善を志向する一致・合意なのである。筆者はかつてマルシリウスの法律観を明らかにする際、その実証主義的傾向を強調したが、彼は単なる実証主義者ではなく、「法律は国家の命令である」としつつもその法律の実質・内容、志向せる方向を看過することはないのである。

ギールケは、国家を支配の機構としてとらえそしてこの機構としての国家から法を導き出すような法律学的（ロマン主義的）、形式主義的傾向に対抗して、国家における倫理的・法的な共同体の側面、法におけるフォルクの倫理意識の側面を復権させることを自己の国法理論における最大関心事とした（村上著「ゲルマン法史における自由と誠実」東大出版会・一九八〇年・一四一頁）。彼は云う。「今日大部分の法は国家の命令というかたちをとっている。しかしこの場合でさえ、国家ないし君主の意思ではなく、フォルクの生活から生じた法意識の表明のために選任されたフォルクの機関が、法の最終的な源なのである」（同書・一四〇―一四一頁）。そして国家とは主権の有機体すなわち一個の法人格である限りにおいて、普遍的意思の定着物とされ、それに対して法は普遍的意識の流出物とされるのである（同書・一四四頁）。以上をギールケによるゲルマンの団体観に基づく国家と法の観念とするならば、ここには前述のごときマルシリウスのそれと本質的な差異は見出されない。マルシリウスの抱く団体観、国家論、法律論が純粹にローマ法的なものではなくて当時の時代状況（ゲルマン的文化要素が多く融合されていたであろう）を反映したものである帰結として、彼はギールケと類似した内容を展開したのであるうか。いずれにしても、法学的素養に乏しく、ゲルマン的・ローマ法学的の団体論に無知であり、ギールケの著作を直接に読んでいない筆者には手に余る

問題である。しかし非常に興味をそそられる問題である。

マルンリウスは「市民」をどのように考えたのであろうか。彼によると、人間精神は相反する欲求によってつくられている。その欲求は社会的に善なるものもあり悪なるものもある。このように相矛盾するものもろの欲求を包含した個々の人間が、生きていくためそしてより良く生きていくために社会を必然的に構成するのだが、自己に内包せる悪しき欲求のために闘争と紛争が絶えず社会の崩壊をきたすこととなる。これを防止するために、正義規範・法律が要請されるのである。⁽⁶⁾ 市民性とは *populus* あるいは国家を創造するものであり、それは即ち、個々の人々に潜在的に可能性として有る、正しく意志する側面または自我自身である。人々はこれを契機として共同体を創造し、それを団体へと発展させる。とはいうものの、共同体、団体の中で生きるような段階に至った人間が全て正しく善良になっているとは考えられないのである。現実の人間は、多くの場合、悪しき意志の下に行動しているのである。マルンリウスにおいては、人間の真の本性と現実の有様を混同することはないのである。しかも、彼の発想においては、善にして正なる人間のみが共同体・社会・国の中に置かれ、邪悪にして不義なる人間は野獣のごとく自然の中に放逐さるべしとする考えはない。人々の正しく意志する心のみが、立法者、国家という自然性を越えた人格 (*persona etia*) へと結集・昇華し、共同体・国家の維持存続のための法律をつくることとなるのである。この意味で立法行為とは、人々それ自身の行為ではなくして *populus*、国家 (*civitas, respublica*) の行為なのである。以上で明らかのごとく(前に軽く触れたごとく)「市民」は団体的に把握され理解されなくてはならぬのである。制定された法律は、市民にとって拘束を意味するのではない。市民は法律を自らの理性的自我の命令として課すのである。市民は自由なのである。

法律を制定する権威は、法律を制定することが法律をよりよくあるいは完全に遵守せしめるような、そ

のような人々にのみ属するのである。全市民の団体のみがそのような人々である。……法律は、各人がそれを自からに課したとみるようなものが、全ての市民たちによってよりよく遵守されるのである。しかしこのような法律とは、市民の大部分からの聴取や要請を通して制定されたものである。……「政治学」第三巻第四章に書かれているように、「國とは自由人の共同体である」故に、全ての市民は自由でなければならず、そして他の者による専制的支配すなわち奴隸的支配を受けてはならない。……（平和の擁護者」一 卷十二章六節）

quoniam illius tantummodo est legumlaconis auctoritas, per quem late melius aut simpliciter observantur. Hoc autem est tantummodo civium universitas; ipsius igitur est auctoritas laconis. legum. …… quoniam lex illa melius observatur a quocumque civium, quam sibi quilibet imposuisse videtur; talis est lex lata ex auditu et precepto universe multitudinis civium. …… nam quia civitas est communis liberorum, ut scribitur 3° Politice, capitulo 4°, quilibet civis liber esse debet nec alterius ferre despiciam, id est servilie dominium.

自由なる市民は、それまで各所で述べられていたように、正しく考える、社会へと志向し法律を自からのものとして遵守する人格であり、国家(civitas)によって代表・表明されている自分自身の理想的自我に自からを合わせる存在である。換言すれば、自由とは正しく生きることのために有るのであって、自由なる市民は自己が成すべき事柄以外のことを実行する自由を有するものではない。本質的に市民であることと、反社会的行動をする権利・自由というものは無関係なものであり、両者が両立するか対立するかという問いを設定すること自体が誤りなのである。自由とは、反理性的にして不正な行為を成すことから全く隔絶した境地を享受することである。

さて、自から市民であることを否定する人とはなにか。彼は「悪しき市民」ではない。良き悪人が言葉の矛盾であって存在しえないのと同様に、悪しき市民というが如きものも本来的にありえない。彼は自己の社会的・政治的性情を放棄したのである。そのような人間は、マルシリウスによれば（遡ってアリストテレスによれば）、自から奴隷となり、反社会的存在となったものなのである。ここにおける反社会的存在とは、国家の存在を否定することを意味する、強い表現である。市民であること、より良き生活を欲すること、理性的であること、これが有機的関連性を強く有する一連の思想原理であることはこれまでに明らかとなっているが、それと対局的な位置にある奴隷とは、市民であることを放棄した者であることは勿論のこと、より良き生活に意義を見出さず、非理性的な思考しかできぬ存在と考えられる。このような性情を有する存在は、市民の団体が団体として生命を維持しようとする限りにおいて、本来的に団体の中にはあり得ないものである。

団体としての *populus* を前提とすれば、次に問題となるのは、この抽象的な人格としての国家の意志を実際に代表するのはいかなる存在か、ということである。換言すれば、団体としての（すなわち法的擬制としての）*populus* の中に置かれている主権に五感で触知し得る表現を与えるのは、いかなる存在かということである。それは、「主要部分」（*valentior pars*）である。

法律を制定する人間的権威は、全市民の団体あるいはその主要部分にのみ属している。……人定法を制定あるいは確立する絶対的に第一の人間権威は、それらの人々からのみ最善の法律が現われるような人々にのみ属するのである。しかし、これらの人々は全市民の団体、あるいはそれを代表する主要部分である。というのは、全ての人々がひとつの決定に合一することは困難でもあり不可能なことだからである。何故なら、幾人かの人々は内的欠陥を有しそして特異な悪意あるいは無知によって共通の決定に反対する

ものだからである。しかしながら、これらの人々の反理性的な抗議や反対のために、共通の利益が阻害されたり無視されたりしてはならぬのである。(『平和の擁護者』・一巻十二章五節)

demonstrare scilicet legum lacionis auctoritatem humanam ad solam civium universitatem aut eius valencio rem partem pertinere; Quoniam illius tantummodo est legum humanarum lacionis seu institutionis auctoritas humana prima simpliciter, a quo solum optime leges possunt provenire. Hoc autem est civium universitas aut eius pars valencior, que totam universitatem representat; quoniam non est facile aut non possibile, omnes personas in unam convenire sententiam, propter quorundam esse naturam orbata m, malicia vel ignorancia singulari discordantem a communi sententia; propter quorum irrationabilem reclamacionem seu contradiccio nem non debent communia conferencia impediri vel omitti.

右にも見られるように、マルシリウスは「主要部分」(valencior pars) という言葉を用いる際は、共同体の立法能力を問題にする場合の「全市民の団体」(universitas civium)、「人的立法者」(legislator humanus) という言葉に続けているのである。彼は、この言葉を用いるにはかなりの注意を払っているように思える。⁽⁶⁾

「主要部分」は全体の名を帯び、その名の下に行動する。それが成した事柄は、全体である団体 (universitas) の行為とみなされる。それは政治的・社会的・共同体の代表機関と考えられているが、その意味は、それが直接、先ず第一に国家 (civitas) それ自身を代表するのであって、ついで第二次的な意味において現実に住居する人々を代表していると考えられるのである。「主要部分」は *populus* を代表する。それは、物理的な存在性を与えられた立法者なのである。

観点を变えて「主要部分」の本質を定義するとすれば、それは共同体そのものを体現する資格あるものは誰かという問題を解明することによって達成される。ところでこの共同体は、前述したごとく正義・権利の組織体である故に（ただし、この正義が中世的伝統を離れた観念であることは、マルシリウスに関する拙稿を参照されたい⁹⁾）、共同体内のどの部分が本質的に正しく考えることができそして統治の実際目的を達成することができるかということが、重要な問題であろう。これを明らかにすることが、前の問題——共同体そのものを体現する資格あるものは誰か——の解決となるのである。

マルシリウスの基本的な考えによれば、国家を代表することは共同体構成員の全員による場合が最もよく達成されるのである。ここにおいては、全ての人々は *populus* となる。全ての人々は、全ての人々を代表する能力と責任を有しているのである。人々にとって *populus* とは彼ら自身より大きな自己自身なのであり、このより大きな自己自身として行動する能力と責任を全ての人々は有しているのである。換言すれば、個々人は自己の本質に即して個人として行動するのではなく、むしろ国家の代表として行動するのである。以上を根拠としてマルシリウスは以下のことを主張する。すなわち、法律は自由人としての市民が自己に課せられたものとして受取られるのであり、個々人は自からに法律を課すことに主体的に関わるならば法律を極めてよく遵守するものなのであり、したがって立法過程に市民の総意がなんらかの形で反映されることを正当視するのである。更にまた、善き政治というものは、大部分の市民が政治に参加することが認められそして職務に選ばれる機会を与えられている政治なのである。全体は部分よりも権威があり、政治的・法的な決定を下すにあたっては賢明さを発揮することができるのである。

このような主張・教説は、統治に関する人民支配に好意的なものでありかつまた悪政を避けるために共同体の正義を重視するものである。このことから類推して、マルシリウスの抱いている思想が民主主義的なものであること

は、明らかであろう。それにもかかわらず、彼の思想の中には伝統的な中世団体理論が強固に存在した。その団体理論においては少数の賢者 (*senior pars*) とそれ以外の一般大衆の間に明快な区別が置かれていた。前者はいかなる行為が奨励されるべきかを決定する能力と提示する権威を有し、後者は決定・提出された事柄に対して同意する機能のみが与えられているのである (前者の決定する能力と提示する権威は、それらを有する前者のみが主観的に自分たちに適さわしいと考えていたのではなく、客観的に後者もまた前者に帰属すべきものと認めていたのである)。マルシリウスは一般大衆の良識と判断力に多大な信頼を寄せてはいるものの、その限界を正しく認識し、政治における専門家の機能を必須のものと考えたのである。ただし、前述の「賢者」 (*senior pars, prudentes*) が本稿で問題にしている「主要部分」 (*valentior pars*) そのものではないことをお断りしておく。

マルシリウスの基本的思想が、前述のごとく全ての人々が全てを代表するというものであっても、彼自身がまた、或る種の人々は内在的欠陥を有する故にその種の人々を含んだ全ての人々は善き・正しき考えをひとつにまとめることができないと考え、そして代表としての「主要部分」に至るのである。「主要」 (*valentior*) という言葉そのものは、質的にも量的にも多義的である。注意しなければならないのは、マルシリウスは「主要部分」の内容を一義的に定義しないことである。前述した通り、彼は都市国家の政治秩序を理論化し正当化しようとしたのでもなく、その他の特定の政治形態の政治理論を形成しようとしたのでもない。むしろ、別稿でも再三触れたごとく、彼は世俗政治の権力と権威の自律性を証明し、ローマ教会からの独立を意図したのである。そしてこの世俗政治の形態は当時においても様々であった。ローマ (ドイツ) 皇帝政、王政、貴族政、都市国家における人民統治等々である。その上に、同一の政治形態といえどもその規模の大小という変差が考慮されなければならぬ。このような当時の多種多様な政治社会・組織に「主要部分」の概念を適用させるためには、その定義において流動性が保たれなく

てはならなかったのである。一義的な定義が与えられていないのは、このためであるといえよう。それ故、「主要部分」はそれぞれの政治的共同体の中で培われた正しい慣習に従がって考えられなければならない。*(Valentiorum vero civium partem oportet attendere secundum politiarum consuetudinem honestam. D. P. I. xii. 4.)*。その際に従がう法式は、アリストテレス的な比例配分の方法であり、それに依ると量概念は質概念と相对应していなければならない⁽¹⁾。ひとつの政治共同体が、「十分な生活」を維持し正しく統治運営されるためには、一定の英知が必要である。この観点から考察がなされると、政治共同体の構成員、市民が知的成熟度が低く、英知にやや欠ける点があれば、一定の判断に必要な英知に到達するためにより多くの彼らが政治共同体の統治に参加する必要がある。その逆に、最高の政治社会、帝国 (*communias imperii*) が考察の対象とされる場合、皇帝および諸侯（殊に選帝侯）という最高の質が統治にふり向けられるので、極小の量で目的は達成されるのである。つまり政治的共同体の態様に応じて、「主要部分」の質と量は論理的対応関係を保ちつつ変化するのである。

質と量は平衡関係の二つの側のごとくに扱われなければならない。そしてこの平衡関係は当然のことながら均衡が保たれていなければならない。このことの意味するところは、「主要部分」が実際に適用される統治形態が種々様々であるにもかかわらず、「主要部分」の概念には基本的に理論的首尾一貫性が存在しているということである。

ところで、右に問題となった質すなわち英知はマルシリウスにおいては社会的地位と同一視されているので（これはマルシリウスに限られたことではなく、中世伝統社会に一般的な風潮であった）、前述の平衡関係は身分階級の用語で判断され決定されなくてはならない。政治共同体の構成員は自己の属する階級に依りて、政治に参加しなければならず、することができるのである。つまり、高位身分の者が極めて少ないか欠けている社会においては、（英知を豊富に有する者が少ないか欠けている故に）無教養で低身分の大衆が前面に出てくることが要請されているのである。（無教養

な職人たちといえども数多く集合することによって経験的英知を結集し、数少ない教養ある高貴な者の英知と同程度までに達することができるのである。

かくして、英知（本質的に正しく考えることができ、統治の実際的目的を達成するための判断能力を有すること）の有無を大前提とするならば、ひとつの政治的共同体の代表の本質を決定するのは、その共同体の規模なのであって、共同体構成員の有する実践的徳とか合理性のごとき確定不可能なものではない。というのは、共同体の規模が大きくなれば構成員のマトリックスも大きくなり、代表たる「貴族」もより多く存在することとなり、その結果として代表制も有り様が変わってくるからである。以上と関連して、代表としての「主要部分」の必然性は物理的なものもある。すなわち、大規模な共同体においては全ての構成員が一同に会することが物理的に全く不可能であるために、その様な共同体のために成されるべき物理的配慮である。更にまた他の必然性も存在する。それはすなわち、社会階層の中の上位に居る者は、真の団体意志が発現されるために必要な最善の保証であるという、一つの確固とした信念である⁽¹⁾。

右の二つの必然性は、マルシリウスに特有なものではなく、中世の伝統社会と身分制社会に一般的な思潮・慣習だったのである。彼は伝統的な中世文化の中の幾つかの文化要素と原理を徹底的に利用することによって、政治理論史上に価値ある一步を印したといえよう。

(1) この問題に関する主要な研究を「*著者の手紙*」 Tierney, *Foundations of the Conciliar Theory*, (Cambridge Univ. Press, 1955).

(2) *Defensor Pacis* (以下「D.P.」略す) I. Xii. 3, I. Xii. 5, I. Xiii. 1.

(3) *D.P.*, I. Xii. 7.

(4) *D.P.*, I. ii. 3.

- (5) 拙稿「マルシリウス・ド・トゥアの実証法理念」『法学研究』四八巻九号。
- (6) D.P., I, iv, 3.
- (7) D.P., I, Xiii, 2.
- (8) *Valentior pars* が用いられる箇所は井上ユリ子氏の論文「D.P., I, Xii, 3, 4, 5, 6, 8, I, Xiii, 2, 3, 4. 前掲拙稿殊に四七一―五三三頁」。
- (9) Gewirth, Alan, *Marsilius of Padua The Defender of Peace*, vol. I : *Marsilius of Padua and Medieval Political Philosophy* (Columbia Univ. Press, 1951).
- (10) D.P., I, Xii, 3, 8, II, XX, 2.
- (11) Wilks, Michael, "Corporation and Representation in the Defensor Pacis," *Studia Gratiana*, XV, p.288.